

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 道路の区域を変更する件 三五
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三五
 - 浸水想定区域を指定した件 三五

告示

福島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町成田字新町九三番地先から同郡同町成田字諏訪町二八番一地先まで	変更前	A 一〇・〇〇 二五・〇〇	一、二二九・一
		変更後	A 一〇・〇〇 二五・〇〇 B 一一・〇〇 七五・〇〇	一、二二九・一 一、三八〇・〇

公告

(道路計画課)

公告第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和六年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

鮫川堰土地改良区

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	田子 仁一	いわき市泉町字堀ノ内三四番地
同	大平 公規	同 市渡辺町洞字屋敷田一番地の三

(農村計画課)

公告第三百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、町尻川、樋渡川及び実沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄
(河川整備課)